

男女共同参画のための広報等作成指針

「か・き・く・け・こ」ではじまる
男女共同参画社会



目 次

はじめに 2

「か・き・く・け・こ」ではじまる男女共同参画社会

① か たよってませんか？ バランスよく 3

② き をつけよう！ 不用意なアイキャッチャー 4

③ く らべてみよう！ 対等ですか 5

④ け んり侵害！ 不適切表現 6

⑤ こ ていのイメージ！ 変えましょう 7

おわりに 8

はじめに

・男女共同参画のための広報等作成指針について

本市では、平成18年4月に男女共同参画行政の法的根拠となる「筑紫野市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会づくりに向けた、さまざまな施策を推進しています。

条例第11条第3項には「すべての人は、公衆に表示する情報において、性による固定的な役割分担及び差別又は男女間における暴力等を連想若しくは助長する表現並びに男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。」と規定されています。

今日の情報化社会にあって、人の意識形成に及ぼすメディアの影響力は大きく、中でも市の発信する広報や出版物等は公共性が高く、影響が大きいいため、男女共同参画の推進を阻害する表現が行われることがないよう「筑紫野市男女共同参画のための広報等作成指針」を策定するものです。

・すべての広報を男女共同参画の視点から

広報の役割は、市民に対して必要な情報を正確かつ分かりやすく伝達することです。市民は、本来多様な存在です。非識字者や視覚障がい者、外国人等を文字情報の受け手として意識したとき、「声の広報」「外国人向け広報」等の具体的な手立てがなされていきます。いわば、人権行政の具体化です。同様に、女性、高齢者、子どもなど多様な受け手を意識したとき、共感が得られるような表現であるべきことは当然のことです。しかし、エプロン姿＝女性、子育て＝母親、仕事＝男性など安易な現状追認による表現が多く見られるのも現実です。これらの性別による固定的な表現を「男女共同参画の視点」から見直していくとき、広報効果はより広がり豊かさを持ったものとなります。

・男女共同参画意識の高揚と人権のまちづくりへ

本市では、男女共同参画意識を高めることで、「すべての人が互いの人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性にかかわらず、自らの意思で多様な生き方を選択し、その個性と能力を十分発揮することができる」男女共同参画社会の実現を目指しています。

この指針は、市が発信するすべての情報（一般文書・広報・ホームページ・ポスター・チラシなど）を対象とします。文字や画像表現はもちろん、諸会議・説明会等における発言の際にも参考にさせていただきたいと思います。行政職員一人ひとりが、男女共同参画社会実現にむけたオピニオン・リーダーとして情報発信していくことが、あらゆる差別をなくしていく「人権のまちづくり」に寄与していくものと思います。

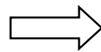
「か・き・く・け・こ」ではじまる男女共同参画社会

か

たよってませんか？ バランスよく。

●女性にも男性にも伝わりますか？

広報の受け手は、男性も女性も、高齢者も若年者もいます。広報の内容が男女双方にかかわり、年齢の如何を問わないにもかかわらず、どちらかを想定していないかのような表現を使うと、伝えるべき相手に伝わらないことがあります。



(会社で働く人)

●男女が登場していますか？

広報の内容が男女双方にかかわる場合や家庭、地域生活のあらゆる場面に登場する男女のバランスを考慮しましょう。

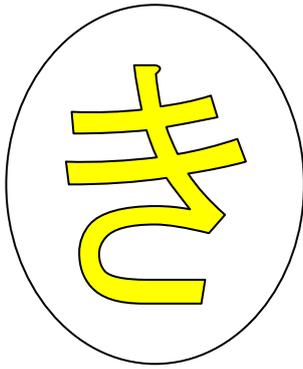


(介護)



(まちづくりポスター)



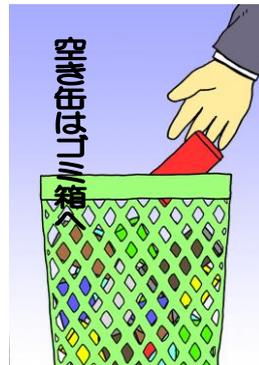


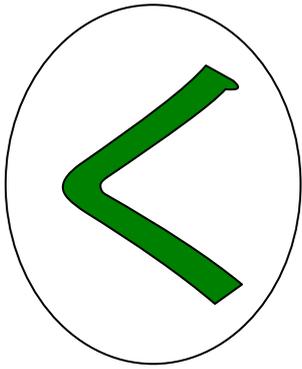
をつけよう！ unnecessary アイキャッチャー

●女性をかざりものとして使っていませんか？

ポスター等はその伝えたい内容とは無関係な人物や女性の姿、身体の一部を " アイキャッチャー " として描いたりすると、本来伝えたい内容が伝わらない場合があります。安易なアイキャッチャーに頼らず、「何を、誰に伝えるのか」という基本にそって効果的な表現を工夫しましょう。

※アイキャッチャー・・・広告に注目させる視覚的要素のこと。広告手法のひとつ。





らべてみよう！対等ですか

●男性はいつもリーダーでしょうか？

いつも男性は中心的な存在、指導的な立場、守る側として、女性は周辺の存在、従属的な立場、守られる側として描かれていませんか。男女が対等な関係で、共に作りあげている姿を積極的に表現しましょう。



●被害者はいつも女性でしょうか？

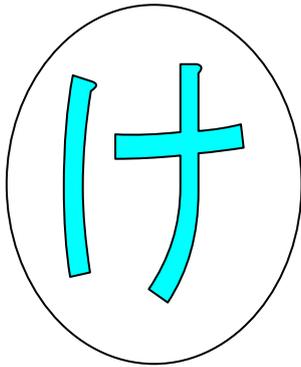
常に強者・加害者を男性、弱者・被害者を女性で表現していませんか。性別と結びつけない表現を工夫しましょう。



(犯罪に注意)

(防犯教室)





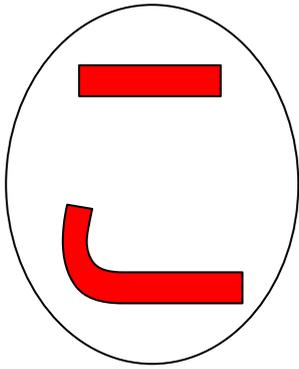
んり侵害！不適切表現

●性別を強調する表現は必要ですか？

日常使用している言葉や表現の中には、女性を例外的な存在とし、平等に扱っていないかのような不適切なものがあります。不必要な性別の強調や性別の固定的なイメージにしばられない豊かな表現を考えてみましょう。

これでいいのかな・・・？	たとえばこんな・・・！	どうして・・・？
子育て中のお母さんのため～	子育てをしている人のため～	・固定的役割分担に基づいた表現です。
サラリーマン・行政マン	会社員・行政職員	・男性のみをイメージさせる言葉です。 ・男性を優先させる表現となっています。
オンブズマン	オンブズパーソン・オンブツト	
カメラマン	写真家・フォトグラファー	
キーマン・フレッシュマン	キーパーソン・新人	
父兄	保護者	
男勝り・男らしい・女々しい	※使わずに、他の表現を	
OL・キャリアウーマン	会社員	・女性を強調する表現となっています。 ・特別に言及する必要や合理的な理由があるときを除いて、あえて「女性」などの修飾はしません。
女子アナ・女医	アナウンサー・医師	
女性議員・婦人警官	議員・警察官	
女流作家・ママさんランナー	作家・ランナー	
職場の花・美人〇〇	※使わずに、他の表現を	
女性初・女性第一号		
奥さん・家内	妻・つれあい・パートナー	・個人を尊重した表現（フルネーム）がよい。 ・古くからの観念（家父長制など）にとらわれた表現となっています。
主人・亭主・旦那	夫・つれあい・パートナー	
内助の功	妻（つれあい）の協力	
嫁をもらう、嫁ぐ	結婚する	
舅（しゅうと）、姑（しゅうとめ）	妻（夫）の父、妻（夫）の母	
婿、嫁	娘の夫、息子の妻	
良妻賢母	※使わずに、他の表現を	
保母・保父	保育士	・性別によって役割を限定する表現になっていません。
看護婦・看護師	看護師	
保健婦	保健師	

※これらはごく一部です。男女共同参画を進める豊かな表現をさがしてみましょう。

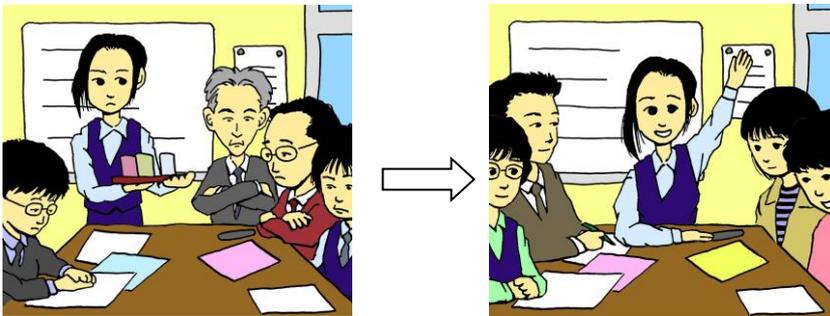


てい的イメージ！変えましょう

●男女を固定的に描いていませんか？

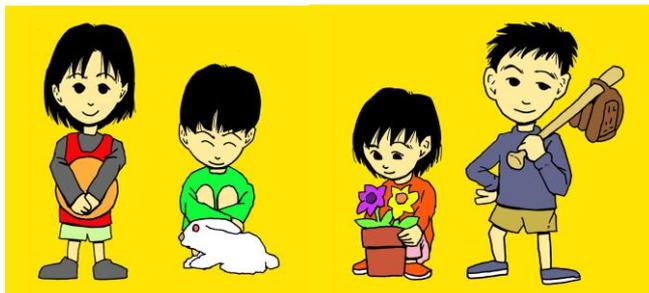
「男は仕事・女は家事、育児」といった性別による固定的な役割分担を強調したり、性別で職業が固定化されたりするのではなく、様々な場面で男女が協力したり、協働している現実を表現しましょう。

(職場)



●いろいろな個性を表現しましょう。

男子は球技や黒のランドセル、女子はなわとびや赤のランドセルなど、固定的な性別イメージだけで表現しがちです。それが性別による固定的なイメージを増幅させてしまうことがあります。多様な個性を幅広いイメージで表現しましょう。



おわりに

問われているのは、わたしたちの人権感覚！

本指針中で示した事例は基本的なものであり、特定の表現を使わなければよいというものでもありません。

本指針により、わたしたち一人ひとりの人権意識を高め、すべての人が互いの人権を尊重しながら、責任を分かち合い、そして、性にかかわらず、自らの意思で多様な生き方を選択し、その個性と能力を十分発揮することができる社会となることを願っています。

人権の世紀と言われる 21 世紀、わたしたち行政職員に問われているのは「一人ひとりの人権感覚」です。それは、普段から職場や家庭で互いに学びあい・磨きあう中から、豊かにふくらんでいくものです。

本指針を、その一助として活用いただきますようお願いいたします。

男女共同参画に敏感な視点でもう一度確認しましょう。

1) 男女両方の目から見た確認

情報発信する際は、できるだけ男女両方の職員が目を通し確認してください。

表現内容について、男女共同参画の視点で疑問があれば、人権政策・男女共同参画課までお問い合わせください。

2) 他の関係機関等から、掲示や配布を頼まれたとき

表現内容について、指針を参考に、男女共同参画の視点からも、掲示や配布について検討してください。

3) 他の機関等と一緒に作成するとき

作業の際に、相手方にも、この指針の趣旨を理解してもらうよう努めてください。デザインや印刷の委託等をおこなう際にもこの趣旨を伝えてください。

編集・発行 筑紫野市男女共同参画推進本部

事務局 人権政策・男女共同参画課

発行日 平成 18 年 3 月

改正日 平成 30 年 4 月